

## 新型コロナウイルス感染症罹患後の当医療センターへの受診について（お願い）

国では、有症状者及び無症状者の療養期間について見直しがなされ、9月7日（水）より短縮（10日→7日）されましたが、ハイリスク施設への訪問は、引き続き10日間は避けることとされています。

当医療センターには、重症化リスクの高い患者さんが来院されることが多いため、定期・救急外来の受診を希望される場合には、次のとおりとさせていただきますので、ご了承ください。

- ①発症後8日～10日経過の方…事前にお電話（14時以降にお願いします）で各診療科にご相談ください。
- ②発症後11日目以降の方…症状が軽快している場合は相談不要で受診可能です。  
※無症状者も、検体採取日から11日目以降は相談不要で受診可能です。

＝厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部通知（抜粋）＝  
有症状又は無症状患者の療養期間等について

### （1）有症状患者以外の方（発症後症状が軽快した方）

発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。

ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いする。

### （2）無症状の方（無症状病原体保有者）

検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする（従来から変更なし）。

令和4年9月15日

北播磨総合医療センター  
病院長